

4 建企第 4 4 2 号

2 0 2 3 年 1 月 2 4 日

関係業団体の長 殿

愛 知 県 建 設 局 長

建設キャリアアップシステムの活用に関する評価基準について（通知）

このことについて、別添のとおり建設キャリアアップシステムの活用に関する評価基準を定め、工事成績評定において評価することとしましたので、会員の皆様への周知をお願いします。

なお、2023年4月1日以降に契約する工事において適用します。

担当 土木部建設企画課調整第一グループ

土木工事検査グループ

電話 052-954-6506

内線 2888、2619

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用に関する評価基準について

1. 対象工事

2023年4月1日以降に契約する、建設局及び都市・交通局の発注する工事(工事成績評定のない工事は除く)

2. 評価基準

受注者が、①の評価対象項目を達成した場合、工事成績評定表の「5.創意工夫」において1点加点する。
②～⑤の評価対象項目を全て達成した場合、さらに2点加点する。なお、条件を全て満たさない場合であっても、工事成績の減点は行わない。

評価対象項目	判断基準	配点
①事業者登録	元請のみ(下請の登録は求めない)	1点
②CCUS活用の申し出	工事着手までに工事打合せ簿により提出	2点
③技能者登録	1名以上	
④現場登録(管理者ID(現場管理者)登録)	当該現場の登録	
⑤現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること(利用回数は問わない)	

※事業者登録済、技能者登録済の場合も、基準を満たしているものとする

3. 実施状況の確認方法

受注者は、工事完了時に、CCUS活用状況を確認できる資料を発注者に提出する。

評価対象項目	確認できる書類の例
事業者登録	就業履歴一覧(月別カレンダー)等
技能者登録	
管理者ID(現場管理者)登録	現場・契約情報等
カードリーダーの設置(利用状況)	就業履歴一覧(月別カレンダー)等

4. その他

CCUSに係る費用(登録、機器設置費用、現場利用料等)の積み上げ計上は行わない

【用語の定義】

下請 … 建設業法第2条第5項に規定する下請負人
 技能者 … 元請事業者及び下請事業者の現場従事者
 事業者登録 … CCUSに事業者を登録すること
 技能者登録 … CCUSに技能者を登録すること
 管理者ID(現場管理者)登録 … 元請負事業者がCCUSに現場管理者を登録すること
 カードリーダー … CCUSに対応したICカードリーダー